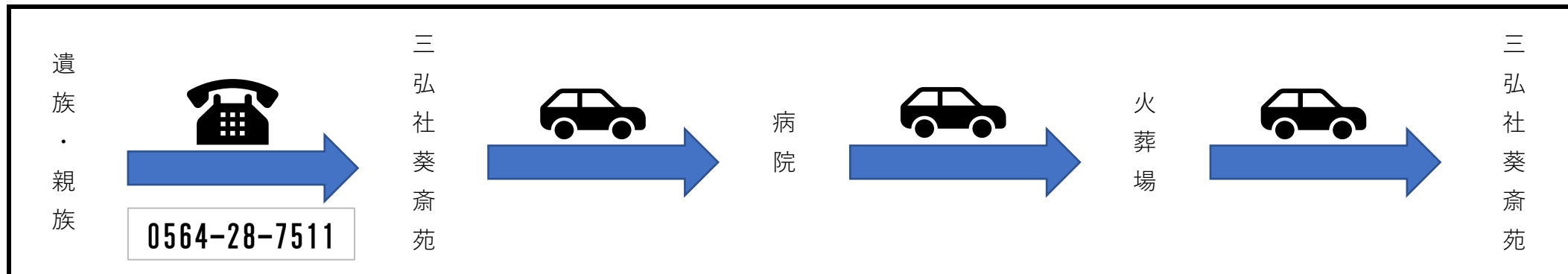


新型コロナウイルス感染で亡くなられた方への対応について

新型コロナウイルスについては政府が政令により「指定感染症」（第二類相当）と定められております。

弊社での新型コロナウイルス感染により亡くなられた方への対応については下記フローチャートをご参考ください。

なお、新型コロナウイルスで死亡した場合は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）並びに「墓地、埋葬等に関する法律」（墓埋法）の特例に基づき、24時間以内の火葬が認められていますが、遺族への丁寧な説明、同意を得てから対応することが望ましい。



<p>①新型コロナウイルスで亡くなられたご遺体の搬送依頼。 (岡崎市在住の方)</p>	<p>⑤感染症対策用品を着用して対応する</p>	<p>⑧感染症対策用品を身に着けた状態で棺を火葬場まで搬送。 感染のリスクを下げるためにもご遺族の意向を確認のうえ火葬場に直接搬送することが望ましい。</p>	<p>⑨感染症対策用品を身に着けたまま帰社。感染症対策用品の適切な廃棄。 霊柩車の消毒。</p>
<p>②納体袋をどこ(病院・三弘社)が用意するのか確認。</p>	<p>⑥病院or三弘社が用意した納体袋にご遺体を納める。 (病院が納める場合もあるので要確認。)</p>		<p>⑩遺族・親族の陰性が確認された後に葬儀(骨葬)</p>
<p>③火葬場に火葬対応の可能な日程・時間等を確認。</p>	<p>⑦納棺する。 (病院が納棺する場合もあるので要確認。)</p>		
<p>④火葬までご遺体を病院等で安置可能か確認。</p>			